

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年6月24日

京都府立与謝の海病院 院長 関本 達之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
京都府立与謝の海病院検体検査及び細菌検査業務
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期限
平成23年8月1日から平成26年7月31日まで
- (4) 履行場所
与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院事務部会計課
電話番号（0772）46-3371
- (2) 入札説明書・仕様書の交付期間
平成23年6月24日（金）から平成23年7月5日（火）まで。
ただし、日曜日及び土曜日を除く。交付時間は午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までのを除く。）とする。
なお、交付を希望する業者は、事前に担当課まで連絡を入れた後、交付を受けること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成23年6月29日（水）午後3時から
イ 場所 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院 地域医療センター（本館3階）

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することのできる者は、次の（1）から（6）までのいずれにも該当する者で4に掲げる資格審査の項目について審査し、その資格を認定された者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

- (3) 審査基準日（平成23年4月1日をいう。）において直前2営業年度以上の営業実績を有する者
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の競争入札について指名停止とされていない者
- (6) 医療法施行規則第9条の8第2項に基づく検体検査の業務を病院又は診療所以外の場所で適正に行う能力のある者の基準を満たす者、CAPサーベランスを実施している者、品質マネジメントシステムを導入しており、ISO15189を取得している者、日本医師会コントロールサーベイの総合評価が95点以上の者及び日本臨床検査技師会コントロールサーベイにおける評価対象検査の95%以上が合格評価となっている者

4 資格審査の項目

- (1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額
- (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率
- (3) 審査基準日の従業員数
- (4) 審査基準日までの営業年数
- (5) 審査基準日の直前2営業年度における営業実績

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等
 - ア 交付期間 平成23年6月24日（金）から平成23年7月5日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - イ 交付場所 〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院 事務部会計課
電話番号（0772）46-3371
 - ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 申請書の提出期間等
 - ア 提出期間 平成23年6月24日（金）から平成23年7月5日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - イ 提出場所 (1)のイに同じ
 - ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出するものとし、郵送及び電送による提出は認めない。
- (3) 添付資料
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 営業実績調書

イ 法人にあつては商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、
個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破
産者で復権を得ないものでないことの証明書

ウ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

オ 法人にあつては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損
益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人に
あつては所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合には委任状及び受任者の身分証明書

キ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20
条の3に基づく衛生検査所の登録を証する書類、CAPサーベランスを実施して
いることを証する書類、ISO15189の取得を証する書類、日本医師会コン
トロールサーベイの総合評価が95点以上であることを証する書類及び日本臨床
検査技師会コントロールサーベイにおける評価対象検査の95%以上が合格評価
となっていることを証する書類

(4) 証明書類の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審
査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類の提出を求めることがあ
る。

(5) その他

提出書類の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3について参加資格があると認定された者は、京都府立与謝の海病院検体検査及び細
菌検査業務係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成24年3月3
1日までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（6の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項
のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変
更届により当該変更に係る事項を京都府立与謝の海病院長（以下「院長」という。）に
届け出なければならない。

(1) 商号又は名称並びに所在地

- (2) 営業所等の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

1 0 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者（3の（1）及び（2）に該当する者並びに承継の際に京都府の指名競争入札について指名停止とされている者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人
- (2) （1）により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を院長に提出しなければならない。
- (3) （2）により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

1 1 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) （1）により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

1 2 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 平成23年7月13日(水)午後2時

イ 場所 与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立与謝の海病院 地域医療センター(本館3階)

(2) 入札方法

持参によるものとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 一般競争入札参加資格審査申請書若しくは添付資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 契約保証金

免除する。

1.5 その他

(1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

(平成23年6月24日付け公告分)

京都府立与謝の海病院 事務部 会計課

一般競争入札公告（平成23年6月24日付け公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成23年6月24日
- 2 契約担当者 京都府立与謝の海病院 院長 関本 達之
- 3 担当部局 〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院 事務部会計課
電話番号 0772-46-3371
- 4 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
京都府立与謝の海病院検体検査及び細菌検査業務
 - (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 履行期限
平成23年8月1日から平成26年7月31日まで
 - (4) 履行場所
京都府立与謝の海病院
- 5 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (3) 審査基準日（平成23年4月1日をいう。）において直前2営業年度以上の営業実績を有する者
 - (4) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
 - (5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の競争入札について指名停止とされていない者
 - (6) 医療法施行規則第9条の8第2項に規定する検体検査の業務を病院又は診療所以外の場所で適正に行う能力のある者の基準を満たす者、CAPサーベランスを実施している者、品質マネジメントシステムを導入しており、ISO15189を取得している者、日本医師会コントロールサーベイの総合評価が95点以上の者、及び日本臨床検査技師会コントロールサーベイにおける評価対象検査の95%以上が合格評価となっている者
- 6 入札参加資格の確認手続
入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式）及

び添付資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない（郵送不可）。

(1) 提出期間 平成23年6月24日（金）から平成23年7月5日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

(2) 提出場所 3に同じ。

(3) 添付資料

ア 営業実績調書（第2号様式）

・主要取引実績欄は、200床以上の病院との検査外注実績（過去2営業年度）を記入のこと（なお、出来る限り公立公的病院を記入すること）。

イ 法人にあつては商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、個人にあつてはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

・登記事項証明書等は原本を提出すること。

ウ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

・府庁税務課又は各広域振興局税務課へ府税納税証明書願により申請のこと。

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

・管轄税務署へ申請のこと。

オ 法人にあつては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

カ 権限を営業所長等に委任する場合には委任状（第3号様式）及び受任者の身分証明書

キ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に基づく衛生検査所の登録を証する書類、CAPサーベランスを実施していることを証する書類、ISO15189の取得を証する書類、日本医師会コントロールサーベイの総合評価が95点以上であることを証する書類及び日本臨床検査技師会コントロールサーベイにおける評価対象検査の95%以上が合格評価となっていることを証する書類

・各証する書類は写しに申請者の原本証明をすること。なお原本を申請時に提示をする場合は、原本証明は不要とする。

(4) 確認通知

確認申請書については、平成23年7月8日（金）に一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵送により通知する（直接受け取りも可能）。

(5) 質疑書

入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書（別紙様式）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出期限 平成23年7月5日(火)午後3時まで
(質疑がない場合には、提出不要)

(イ) 提出方法 持参提出

(ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

(ア) 交付日 平成23年7月8日(金)午後3時から

(イ) 回答方法 FAXによる

ウ 質疑書及び回答書は、仕様書の一部として入札条件になる。

(6) 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出した書類は返却しない。

7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成23年7月13日(水)午後2時

イ 場 所 京都府立与謝の海病院 地域医療センター(本館3階)

(2) 入札方法

ア 入札書(別紙様式2)は持参によるものとする。

イ 代理者が入札する場合は、委任状(別紙)を当日提出しなければならない。

ウ 入札書及び委任状については、別添の記入例によること。

エ ~~入札書及び再入札書には、入札内訳書を別綴りとして同封~~すること。

入札内訳書は、検査項目ごとに単価及び予定件数を乗じた金額を記載するとともに、金額の総合計も記入(入札書に記入する金額と一致)する。

オ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札回数は2回までとする。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 落札者は、入札単価を確認するため、直ちに入札内訳書をフロッピーディスクにて提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、検査項目ごとの単価に予定件数を乗じて得た金額の全てを合計した総額とし、仕様書に係る業務の一切の諸経費を含める。

なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札

開札は、入札後にその場にて直ちに行う。

(5) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札を辞退する場合には、入札会場にて辞退の旨を申し出るとともに、再入札書に「再入札辞退」の旨を記入し、提出することとする。また、開札の際に入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は平成23年7月20日（水）までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

エ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

8 入札保証金
免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金
免除する。

11 契約書の作成の要否
要する。
なお、契約は各検査品目毎の単価契約とし、仕様書に記載された検査品目以外の検査項目が混入した場合は、甲乙協議し単価を決定する。

12 その他
(1) 1から11までに定めるもののほか、京都府会計規則に定めるところによる。
(2) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
(3) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。